

# 令和6年度申告について

市民税・県民税の出張受け付けは行いません  
令和6年度 市民税・県民税の申告書の提出は、  
3月15日までに原則、郵送でお願いいたします

市内各所での出張受け付けにつきましては、昨年度に引き続き行いません。  
申告書の郵送での提出にご協力くださいますようお願いいたします。

## 【 申告書の書き方が分からない場合 】

下記を郵送いただくことで、添付資料を基に、職員が申告書を作成します。

- ・ 令和6年度市民税・県民税申告書（伊丹市 HP よりダウンロード）
- ・ 申告書作成提出依頼書（伊丹市 HP よりダウンロード）
- ・ 源泉徴収票源泉徴収 又はその写し
- ・ 控除を受けるための支払い証明書 など申告に必要な添付資料  
（ ※必要な添付書類の詳細は「申告書作成提出依頼書」を確認してください。 ）

なお、伊丹市役所 2階の市民税課での受付は行いますが、混雑回避のため、記入済みの申告書の受け付け、「申告書作成提出依頼書」の記入と「添付資料」の預かりのみの対応になります。

昨年3月末までに市・県民税の申告を行っている方には、1月下旬に市民税課より「申告書」と「申告書作成依頼書」を送付しますのでご利用ください。

## 【 令和5年の収入がない場合 】

収入がなくても、保育料の算定や健康保険税（料）の決定、公営住宅の入居等のために課税証明書の取得が必要という方は申告が必要となります。

令和5年の収入がない方で今年度上記の事由がない場合は申告書を提出する必要はありません。